


所管部課	福祉部 健康課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例について					
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項		
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>予防接種法の改正において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）の接種について、臨時接種の特例として厚生労働大臣の指示により市町村長が行うことが規定された。</p> <p>このことに伴い、新型コロナウイルスワクチンの接種を臨時接種の特例として、休日急患診療所において実施可能とするため、休日急患診療所設置条例の一部について改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第2項中「第6条」を「第6条第1項若しくは第3項又は附則第7条第1項」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日急患診療所において、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うことができる。 						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年12月9日付け厚生労働省健康局長通知「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行について」 ・文書課において審査済み。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。